

先進医療費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 患者申出療養	公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいいます。
け 継続契約	先進医療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする先進医療費用補償特約付帯保険契約をいいます。 （注）その先進医療費用補償特約付帯保険契約が満了日前までに解除また解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
し 初度契約	継続契約以外の先進医療費用補償特約付帯保険契約をいいます。
せ 先進医療	評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関において行われるものに限ります。なお、先進医療に係る費用のうち、診察、検査、入院料などの基礎的療養部分に係る費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術に係る費用は自己負担となります。
先進医療費用保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
選定療養	被保険者の選択に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。
ひ 評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養をいいます。
ほ 保険金	先進医療費用保険金をいいます。
り 療養	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う療養をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害（注）を被り、その直接の結果として日本国内で先進医療または患者申出療養による療養を受け

た場合をいい、当社は、その療養に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(注) この特約における「保険金支払事由の原因」は身体障害となります。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその身体障害については、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑦ ⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の普通保険約款別表に掲げる精神障害
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車（注2）または原動機付自転車を運転している間

イ. 道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注 2）または原動機付自転車を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注 2）または原動機付自転車を運転している間

（注 1）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注 2）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（4）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金支払事由に該当した被保険者数の増加等がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

③ ①または②の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

④ ②以外の放射線照射または放射能汚染

（注 1）使用済燃料を含みます。

（注 2）原子核分裂生成物を含みます。

第 3 条（保険期間と支払責任の関係）

（1）当社は、被保険者が保険期間中に先進医療または患者申出療養による療養を受けた（注）場合に限り、保険金を支払います。

（注）同一の療養を実施した回数にかかわらず費用の額が均一の先進医療（陽子線治療、重粒子線治療等）または患者申出療養の場合は、それらの均一の費用の対象となる療養を開始した時が保険期間中であれば、それらの療養のすべてを保険期間中に受けたものとみなします。

（2）（1）の規定にかかわらず、この先進医療費用補償特約付帯保険契約が初度契約である場合において、先進医療または患者申出療養による療養の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

（3）（1）の規定にかかわらず、この先進医療費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合において、先進医療または患者申出療養による療養の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた最初の先進医療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(4) 身体障害を被った時が保険期間の開始時(注)より前であっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に生じた保険金支払事由については、この間の保険金支払事由の発生の有無にかかわらず、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった身体障害を被ったものとみなし保険金を支払います。

(注) この先進医療費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の先進医療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時とします。

(5) (2)および(3)の規定にかかわらず、身体障害が疾病の場合、先進医療または患者申出療養による療養の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時(注)より前で、先進医療費用補償特約付帯保険契約の締結の際に、当社が告知事項等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承認したときは、その承認した範囲内で保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(注) この先進医療費用補償特約付帯保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の先進医療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条(先進医療費用の範囲)

先進医療費用とは、被保険者の先進医療または患者申出療養による療養に係る次のものをいいます。

- ① 先進医療または患者申出療養の技術に係る費用(注1)
- ② 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費(注2)、被保険者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費(注2)、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費(注2)
- ③ 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした被保険者の宿泊する施設の客室料(注3)

(注1) 次のアからオまでに掲げる費用等、先進医療または患者申出療養の技術に係わる費用以外の費用は含まれません。

ア. 公的医療保険制度のもとで給付の対象となる費用(自己負担分を含みます。)

イ. 先進医療以外の評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

(注2) 移送費を含みます。

(注3) 1泊につき1万円を限度とします。

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、前条①から③までの規定による費用の額とし、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額をもって限度とします。

(2) 被保険者が身体障害を被った時の属する日(注1)から保険金を支払うべき先進医療または患者申出療養による療養を受けた日までの間に、この先進医療費用補償特約付帯保険契約(注2)の支払条件の変更があった場合は、当社はこの保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額(注3)のうち、いずれか低い金額を支払います。

(注1) 身体障害を被った時の属する日が先進医療または患者申出療養による療養を受けた日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条 (身体障害の程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する保険金を支払います。

(2) 正当な理由がないのに、被保険者が療養を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が療養をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条 (被保険者による保険契約の解約請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解約することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第1章基本条項第14条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第1章基本条項第14条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解約しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条(保険料の返還—被保険者による解約の場合)

- (1) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解約した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解約した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、先進医療または患者申出療養による療養が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条（法令等の改正に伴う特約の変更）

（1）当社は、公的医療保険制度またはこれに関連する法令等が改正された場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約（注）を変更することがあります。

（注）この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

（2）（1）の認可を受けこの特約（注1）を変更する場合は、契約変更日（注2）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（注1）この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

（注2）この特約（注1）を変更する日をいいます。

（3）（2）の通知を受けた保険契約者は、契約変更日（注1）の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。

① 契約変更日（注1）からこの特約（注2）を変更する方法

② 契約変更日（注1）の前日にこの特約（注2）を解約する方法

（注1）この特約（注2）を変更する日をいいます。

（注2）この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

（4）（3）の指定がなされないまま、契約変更日（注1）が到来した場合は、保険契約者により（3）①の方法を指定されたものとみなします。

（注1）この特約（注2）を変更する日をいいます。

（注2）この特約に別の特約が付帯されている場合は、これを含みます。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第1章基本条項〈用語の定義〉の「継続契約」の規定中「医療総合保険契約」とあるのは「先進医療費用補償特約付帯保険契約」と読み替えて適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める身体障害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 被保険者以外の医師の診断書
6. 療養日を記載した病院等の証明書類
7. 診療明細書
8. 第4条（先進医療費用の範囲）①および③の費用を支払ったことを示す領収書
9. 第4条②の交通費を支払ったことを示す領収書
10. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
11. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
12. 死亡診断書または死体検案書（被保険者が死亡した場合）
13. 被保険者の戸籍謄本
14. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
15. その他当社が普通保険約款第1章基本条項第25条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。